

法 学 号 外
平成 29 年 7 月 18 日

各 私 立 幼 稚 園 長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

保育施設等における食塩の適切な摂取量について

このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴園において、園児に食塩を摂取させる際は、別添記載の基準を参考に適切な分量を守っていただくとともに、熱中症予防の観点から、こまめに水分を補給させるなどの対応をしていただくようお願いします。

また、園児に体調不良が疑われる状態を認めた場合は、医療機関に受診させる等、適切な対応をしていただきますよう併せてお願いします。

【担当】私学振興担当 半田

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp